

入場料等その他これに類する料金の徴収の有無について

「入場料その他これに類する料金(以下、「入場料等」)」とは、入場料や参加費など、当館をご利用の際に生じる金銭のやりとりを指します。

入場料等の徴収が認められるご利用は、施設利用料に通常料金の1.5倍の割増料金が適用されます。

☆ 「入場料等」徴収有りとして割増料金（通常の1.5倍）が適用される基準

会館使用時に金銭のやり取りがある。
(事前の入場料、参加費の徴収を含みます。)

+

金銭のやり取りにより、**主催者**に利益が上がる(※)

※収支計画書等で、**主催者**に利益が上がらないことが確認できる場合、通常料金でご利用いただけます。(様式に決まりはありません)

「主催者に利益が上がらない」とは、入場料・参加費等の総額が、開催に必要な経費以下であることをいいます。

収入予算
入場料・参加費
の総額

—

支出(必要な経費)
会場使用料、講師
料、材料・教材費
等、機材借上料等

=

収支見込額が
**入場料・参加費の総額が
開催に必要な経費以下で
あるかどうか
で判断します**

- ・「入場料等徴収」は上図のとおり基準を設けております。
- ・入場料等徴収有と判断されるご利用は、割増料金適用の対象となります。
- ・お申し込み内容により、収支計画書のご提出をお願いする場合がございます。
- ・虚偽の申請書をご提出した場合、ご利用いただくことをお断りさせていただきます。
※令和5年1月4日以降の利用分から適用